

撮影における公園種類と連絡先

撮影を希望する公園をご確認いただき、対応する公園種別ごとのご案内の確認及び、下記連絡先への連絡をお願いします。

撮影許可における公園種別	公園名	連絡先	
指定公園	三笠公園	三笠公園管理事務所	
	ヴェルニー公園	【TEL】 046-824-6291 【FAX】 046-825-4440	
	くりはま花の国	くりはま花の国管理事務所	
	ペリー公園	【TEL】 046-833-8282 【FAX】 046-833-8291	
	追浜公園	不入斗公園管理事務所	
	夏島都市緑地		
	不入斗公園		
	衣笠公園		
	光の丘公園		
	西公園		【TEL】 046-823-9444 【FAX】 046-823-9445
	湘南国際村西公園		
	佐原2丁目公園		
	大津公園		
	はまゆう公園		
	根岸公園		
	田浦梅の里	しょうぶ園管理事務所	
	衣笠山公園		
	光の丘水辺公園		【TEL】 046-853-3688 【FAX】 046-851-5600
	太田和つつじの丘		
しょうぶ園			
その他の公園	上記以外の公園	横須賀市役所公園管理課 【TEL】 046-822-9799 【FAX】 046-821-1523	

公園内での撮影の申請について

業による公園内での撮影については事前に、公園管理者の許可が必要です。

「業として写真又は映画を撮影する際の注意事項」を確認のうえ、撮影日の3日前（土日・祝日を除く）までに、下記手順に従って公園内行為許可申請書の提出を完了してください。

なお、営利を目的としない個人的な写真撮影・ビデオ撮影（撮影者を募っての撮影会を除く）については申請の必要はありません。

【申請の手順】

- 1 公園内撮影計画書【様式1】並びに企画書（絵コンテ・台本等）を公園管理課に送付する。
- 2 公園管理課が送付内容を確認後、撮影の可否等について連絡をいたします。
- 3 撮影が許可できる場合は、下記の申請書類を公園管理課に提出してください。（FAX、メール、郵送可）。

・公園内行為許可、行為使用料減免申請書【第2号様式（第3条関係）】

有料：通常のドラマ、映画、CDジャケット、カタログ等営利目的の撮影は有料になります。

①動画撮影は一日につき 41,900 円

②写真撮影は一日につき 20,950 円

減免：市や公園の紹介と判断された番組（旅行や歴史紹介等）は全額免除になります。

詳細については文化スポーツ観光部観光課メディアディスク担当

（TEL 046-822-8300）までご相談ください。

- 4 許可書の受領について、「公園内行為許可書」を発行しますので、撮影開始前（平日に限る）に公園管理課（市役所2号館6階）までお越しください。
なお、有料の場合は、「納付書」を発行いたしますので、「公園内行為許可書」の受領時に使用料を納付願います（許可書は納付済証を確認のうえお渡しいたします）
- 5 発行された許可書を公園にご持参のうえ、撮影を行ってください。

*公園の管理上必要な場合、市職員が立会することがあります。

*当日の撮影内容・手法が、許可内容に適合しないと判断された場合、撮影の中止を命じることもあります。

【問い合わせ・書類送付先】横須賀市環境政策部公園管理課 許認可担当

TEL 046-822-9799 FAX 046-821-1523, E-Mail pa-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

業として写真又は映画を撮影する際の注意事項

- (1) 「公園内での撮影の申請について」の手順に基づき、公園管理者の許可を受けること。
- (2) 公園内行為許可申請を行う前に、公園内撮影計画書（様式1）を提出すること。
- (3) 許可時間は、原則として、平日 8:30～17:15 の時間内であること。
猿島公園については、夏季（3月～10月）平日 9:30～17:00
冬季（11月～2月）平日 9:30～16:00 の時間内であること。
ただし以下に掲げるものは除く
ア 公園のPR効果が高いと認められる撮影
イ 市のPR効果が高いと認められる撮影
ウ その他、公共性がある撮影
- (4) セット等の設置、火薬類、火気を用いるものを含まないこと。
・セットとは、大型発電機、大型レフ板（150×100センチメートル以上）等（人力のみで運搬できない機材（レール・タワー・クレーン等）を含む）とする。
・その他、仮設するもので公園利用の妨げとなるものは設置できない。
- (5) 参加者を募って写真・映像等の撮影（撮影会）でないこと。
- (6) 近隣住民に影響を及ぼす恐れのある撮影の場合は、申請者が近隣・自治会等への事前の周知を行う。また、苦情については申請者で対応すること。
- (7) 次に掲げる事項（公園内で禁止されている事項）を含まないこと
ア 都市公園法及び都市公園条例で禁止されている行為
イ 花火・焚き火・キャンプファイヤー等の火気使用シーン
（火気使用シーンの撮影は、通常火気の取扱を許可している区域でのみ可）
ウ 車両（自動車・オートバイ・自転車等）の乗り入れ及び乗車シーン
エ 暴力・乱闘・ヌード等、公序良俗に反し、公園のイメージを損なう撮影
オ 動物を伴ったの撮影（ノーリードの犬を使ったシーン等）
カ 申請したエリア以外での撮影
キ 公園利用者の公園利用を制限する行為（通行規制、撮影エリアの立入規制等）を伴う撮影
ク その他、一般来園者の迷惑となる行為
（大音量や臭気を伴う撮影・大規模な場所取り・アンケート・危険行為など）
ケ 公園内の施設・財産（植物等を含む）の変更（配置の変更等を含む）を伴う撮影
コ 公園施設（樹木・ベンチ等）を破損等する恐れのある撮影
- (8) 公園指定区域外の行為であっても、公園内と一体で行われる撮影は公園内行為とみなす。